

令和7年度 埼玉県立さきたま史跡の博物館
博物館実習 実施要項

1 目的

博物館法施行規則第1条に基づき、大学において修得すべき博物館に関する科目としての博物館実習について、本館において実習生を受け入れ、円滑に実習を実施するため、この要項を定める。

2 日程

令和7年7月15日（火）～25日（金）の7日間（7月19・20・21・22日を除く）

3 場所

埼玉県立さきたま史跡の博物館

4 内容（予定）

- (1) 開講式
- (2) 施設・環境に関する実習
- (3) 総合的有害生物管理（IPM）に関する実習
- (4) 体験学習に関する実習
- (5) 広報に関する実習
- (6) 展示・資料取扱実習
- (7) 閉講式
- (8) その他

5 実習生の受入れ

- (1) 実習申込受付の期間、実習生の選考、選考基準及び受入人数は『埼玉県博物館等の博物館実習受入要領』（別紙1）による。
- (2) 受け入れる実習生は、「考古」「日本史」「保存科学」を専攻し、学芸員養成課程の最終段階であることを基本とする。
- (3) 実習希望者が15名を超えた場合は、抽選とする。

6 博物館実習材料費

1人 1,500円（当館が送付する納入通知書で各大学が取りまとめて納入）

※材料費以外で、大学からの謝礼金等は受け取らない。

7 申込書類

- (1) 博物館実習推薦申込書
- (2) 身上書（市販又は大学の様式で顔写真を貼付、4年生は卒業論文の題名を記入）
- (3) 受入可否通知用の返信用封筒（返信先を記入し、A4判三ツ折の紙が納まる定型封筒に110円切手を貼付。）

8 証明書類の発行・成績評価等

(1) 博物館実習終了証明書

全日程に出席し、実習を終えた実習生に対して博物館実習終了証明書を発行する。

(2) 評価表等

実習生の所属大学が大学指定様式での評価表等の作成を求める場合、評価の基準を定めて（合否又は段階評価等）作成することができる。

(3) 出勤簿及び実習ノート等

実習生の所属大学が大学指定様式での出勤簿及び実習ノート等に当館による確認を求める場合、公印を押印することができる。

9 その他

予期せぬ感染症や災害等の影響で、日程等に変更が生じる場合がある。

10 担当・連絡先

担 当：資料・展示担当

住 所：埼玉県行田市埼玉4834

電 話：048-559-1181(学芸)

F A X：048-559-1112

E-mail：k5911112@pref.saitama.lg.jp（資料・展示担当）